リビアにおける外国人の安全及び権利についても懸念を表明し、

国連事務総長によるアブデル・イラーハ・ムハンマド・アル・ハティーブ特使の任命を歓迎し、リビアにおける危機に対する持続可能で平和的な解決策を見いだすための同特使の努力を支持し、

リビアの主権、独立、領土保全及び国家の統一に対する強い約束を再確認し、

リビアにおける事態が国際の平和及び安定に対する脅威を引き続き構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

1　停戦の即時確立並びに暴力及び文民に対する全ての攻撃及び虐待の完全な停止を要求する。

2　リビア国民の正当な要求に対応する危機の解決策を見いだすための努力を強化する必要性を強調し、平和的で持続可能な解決策を見いだすために必要な政治改革につながる対話を促進することを目的とする国連事務総長による特使のリビアへの派遣及びアフリカ連合の平和・安全保障理事会による特別高級委員会のリビアへの派遣の決定に留意する。

3　リビア当局が、国際人道法、人権及び難民法を含む国際法の下での義務に従い、文民を保護し、文民の基本的な必要を満たし、人道支援の迅速で妨げられることのない通過を確保するために全ての措置をとることを要求する。

文民の保護

4　国連事務総長に通知を行い、独自に又は地域的機関若しくは取極を通じて行動し、また、国連事務総長と協力して行動する加盟国に対し、ベンガジを含むリビアにおいて攻撃の脅威の下にある文民及び文民居住地域を保護するために、決議第千九百七十号（二千十一年）9の規定にかかわらず、全ての必要な措置をとる権限を与える（ただし、リビア領域のいかなる部分におけるいかなる形態の外国占領軍も排除する。）。また、関係する加盟国に対し、この規定によって付与された権限に基づきとった措置を直ちに国連事務総長に通報するよう要請し、これは直ちに安全保障理事会に報告されるものとする。

5　この地域における国際の平和及び安全の維持に関係する事項に関するアラブ連盟の重要な役割を認識し、国際連合憲章第八章に留意しつつ、4の規定の実施に当たり、アラブ連盟の加盟国が、他の国際連合加盟国と協力するよう要請する。

飛行禁止区域

6　文民保護に資するため、リビアの空域において、全ての飛行の禁止を設定することを決定する。

7　さらに、6の規定によって課される禁止は、医薬品、食糧、人道職員及びこれらと関係する支援を含む支援の提供又は提供の促進、又はリビアから外国人を避難させるといった人道的なものを唯一の目的とする飛行、4又は8の規定によって権限を与えられた飛行、及び8の規定によって付与された権限の下で行動する国がリビア国民の利益のために必要と考えるその他の飛行には適用されないこと、並びにこれらの飛行は、8の規定の下で設置されるいかなるメカニズムとも調整されるべきことを決定する。

8　国連事務総長及びアラブ連盟事務総長に通知を行い、独自に又は地域的機関若しくは取極を通じて行動する加盟国に対し、上記6の規定によって課される飛行の禁止を遵守させるため、必要に応じ、全ての必要な措置をとる権限を与え、関係国に対し、アラブ連盟と協力しつつ、上記6及び7の規定を実施するための適切なメカニズムを設置することによるものを含め、この禁止を実施するためにとっている措置について国連事務総長と緊密に調整するよう要請する。

9　全ての加盟国に対し、独自に又は地域的機関若しくは取極を通じて行動しつつ、上記4、6、7及び8の規定を実施する目的のため、必要となる上空飛行の承認を含む支援を提供するよう要請する。

10　関係する加盟国に対し、許可された人道的な飛行又は避難のための飛行の監視及び承認のための実際的な措置を含め、上記4、6、7及び8の規定を実施するためにとっている措置について、相互に及び国連事務総長と緊密に調整するよう要請する。

11　関係する加盟国は、国連事務総長及びアラブ連盟事務総長に対し、上記8の規定によって付与された権限を行使してとった措置について直ちに報告すること（作戦構想の提供を含む。）を決定する。

12　国連事務総長に対し、関係する加盟国が上記8の規定によって付与された権限を行使してとったいかなる措置についても直ちに理事会に報告し、上記6の規定によって課された飛行禁止のいかなる違反に関する情報も含め、この決議の実施について、七日以内に、及びその後は毎月、理事会に報告するよう要請する。

武器禁輸の実施

13　決議第千九百七十号（二千十一年）11の規定を次のように改めることを決定する。

「全ての加盟国、特に地域の国に対し、独自に又は地域的機関若しくは取極を通じて行動し、決議第千九百七十号（二千十一年）9及び10の規定により定められた武器禁輸の厳格な履行を確保するため、当該貨物が、この決議により修正された決議第千九百七十号（二千十一年）9又は10の規定により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目（武装傭兵要員の提供を含む。）を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、海港及び空港を含む自国の領域内及び公海上で、リビア行き又はリビアからの船舶及び航空機を検査することを要請し、そのような船舶及び航空機の全ての旗国がそのような検査に協力することを要請し、また、加盟国がそのような検査を実施する具体的な状況に応じた全ての措置を用いる権限を与える。」

上記13の規定に基づき公海上で行動している加盟国に対し、相互に及び国連事務総長と密接に調整することを要求し、さらに、関係国に対し、国連事務総長及び決議第千九百七十号（二千十一年）24の規定に従って設置された委員会（以下「委員会」という。）に対して上記13の規定により付与された権限の行使においてとられた措置について直ちに報告することを要求する。

15　いかなる加盟国も、独自に又は地域的機関若しくは取極を通じて行動するかを問わず、上記13の規定に従って検査を行ったときは、特に、検査の根拠、当該検査の結果及び協力が得られたか否かの説明が含まれた書面による最初の報告を速やかに委員会に提出することを要求し、さらに、移転が禁止される品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、その後の段階で、検査、押収及び処分に関する詳細並びに移転に関する詳細（品目の記述、当該品目の仕出地及び意図された仕向地を含む。）が最初の報告にない場合には、これらの情報が含まれたその後の書面による報告を委員会に対して提出することを要求する。

16　リビアへの継続的な傭兵の流入を遺憾とし、全ての加盟国に対し、リビアへの武装傭兵要員の提供を防止する決議第千九百七十号（二千十一年）9の規定に基づく義務を厳格に遵守することを要請する。

飛行の禁止

17　全ての国は、リビアで登録された又はリビアの国民若しくは会社により所有され若しくは運行されるいかなる航空機に対しても、自国の領域内での離着陸若しくは上空通過の許可を拒否することを決定する。ただし、委員会が事前に特定の飛行を承認した場合又は緊急着陸の場合を除く。

18　全ての国は、当該航空機が、この決議により修正された決議第千九百七十号（二千十一年）9及び10の規定により、供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目（武装傭兵要員の提供を含む。）を含むと信じる合理的根拠があることを示す情報を当該国が有する場合には、自国の領域内でのいかなる航空機の離着陸若しくは上空通過の許可も拒否することを決定する。ただし、緊急着陸の場合を除く。

資産凍結

19　決議第千九百七十号（二千十一年）17、19、20及び21の規定で課された資産凍結は、全ての加盟国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、委員会が指定するリビア当局により、又は委員会が指定するその代理として若しくはその指示により行動する個人若しくは団体又はそれらにより所有され若しくは管理される団体により、直接的若しくは間接的に所有され、又は管理されるものに適用されることを決定する。さらに、全ての国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する個人若しくは団体によって、委員会が指定するリビア当局、又は委員会が指定するその代理として若しくはその指示により行動する個人若しくは団体又はそれらにより所有され若しくは管理される団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定し、委員会に対し、この決議の採択の日から三十日以内に、また、その後は必要に応じて、そのようなリビア当局、個人又は団体を指定するよう指示する。